



スイッチング円滑化タスクフォース報告書(概要)

令和3年6月11日
総務省

1. 基本的な考え方

- 携帯電話は生活必需品となり、国際的に遜色がない水準で国民・利用者にとって分かりやすく納得のできる料金・サービスの実現が必要。
- 総務省は、モバイル市場における公正な競争環境を確保するため、以下の事項を強力に推進。
- 携帯電話事業者においても、公正な競争環境の下、各自の経営判断に基づき、不断の取組みを行うことが期待される。

2. 具体的な取組み

[第1の柱] 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現

利用者の理解を助ける

- ア 過度に複雑な料金プランやサービスは、利用者の正確な理解や適切な選択の妨げ。
- イ 公正な競争は、利用者が料金やサービスの内容を理解できることが前提。

- ① 改正事業法の着実な執行(通信料金・端末代金の完全分離)【本年秋に指針改正】
- ② 誤解を与える表記の是正(「頭金」問題等)【年度内に調査し、是正】
- ③ 消費者の一層の理解促進(ポータルサイト構築)【年内に構築、順次拡充】
- ④ 中古端末を含めた端末流通市場の活性化【引き続き実施】

[第2の柱] 事業者間の公正な競争の促進

多様で魅力的なサービスを生み出す

- ア ネットワークの使用料(接続料等)は、MVNOによる料金設定を左右。適正性の十分な確保が必要。
- イ MNO間の公正な競争環境の整備が必要。

- ① データ接続料の一層の低廉化(3年間で5割減)【年度内検討開始】
- ② 音声卸料金の一層の低廉化【来夏までに検証結果公表】
- ③ 周波数の有効利用の促進【本年度中に検討開始】
- ④ インフラシェアリングの促進【引き続き実施】

[第3の柱] 事業者間の乗換えの円滑化

乗換えを手軽にする

- ア 公正な競争には、現に加入している契約に過度に縛られずに乗り換えられる環境の整備が重要。
- イ 過度な期間拘束や引き留め、コスト負担、固定と携帯のセット割引等による過度な囲い込み等の課題が指摘。
- ウ スイッチングコストを低下させるための取組が必要。

- ① 改正事業法の着実な執行(過度の期間拘束の禁止)【四半期毎に進捗を管理】
- ② 番号持ち運び制度(MNP)の利用環境の整備【来年度より指針施行】
- ③ キャリアメールの持ち運び実現の検討【年度内に検討】
- ④ SIMロック解除の推進【今秋以降、検討の場を設置】
- ⑤ eSIMの促進【来夏までに指針を公表】
- ⑥ 固定と携帯のセット割引等の検証【今秋以降実施】

3. 今後の進め方

- 公正取引委員会や消費者庁と協力するとともに、今後の電波の割当ての際に上記2. の取組みを審査し、条件の実施状況を着実に検証する。
- モバイル市場の競争状況については、毎年検証し、必要に応じて、取組の見直しや追加的な対策を取りまとめる。

- 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(令和2年10月27日)に基づき、事業者間の乗換えの円滑化に資する取組について集中的かつ専門・技術的に検討を行うため、「競争ルールの検証に関するWG」の下に「スイッチング円滑化タスクフォース」を設置。

主な検討課題

- ① eSIMの促進
- ② SIMロック解除の一層の推進
- ③ キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討
- ④ MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討
- ⑤ その他スイッチングの円滑化に係る課題

【スイッチング円滑化タスクフォース構成員】

林 秀弥(主査)	名古屋大学大学院法学研究科 教授
内田 真人	早稲田大学基幹理工学部 教授
鳥越 真理子	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 上級セキュリティコンサルタント
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
西村 暢史	中央大学法学部 教授
横田 英明	株式会社MM総研 常務取締役 研究部長

スケジュール



※ 「競争ルールの検証に関するWG」には、第12回会合(12月21日)、第13回会合(2月1日)、第14回会合(3月8日)、第16回会合(4月16日)に報告を行った。

- 「スイッチング円滑化タスクフォース」は、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」（令和2年10月27日公表）を踏まえ、事業者間の乗換えの円滑化に資する取組について、集中的かつ専門技術的に検討することが目的。
- 具体的には、①eSIMの促進、②SIMロック解除の一層の推進、③キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討、④MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討などの取組について、今後の方向性をとりまとめた。

※ 「スイッチング円滑化タスクフォース」報告書案については令和3年4月2日～同年5月6日にパブリックコメントを実施し、同月28日に報告書を公表

①eSIMの促進

● スマートフォンにeSIMを導入

➡ 本年夏頃を目処として、できるだけ早期に導入

- ・ MNOは、MVNOによるeSIM導入に必要な機能を開放することが適当。
- ・ 申込や開通の手続に関する利用者へのサポートを充実させるべき。
- ・ 現行のSIMカードと同等のセキュリティの確保とオンラインでの本人確認(eKYC)を行うべき。

②SIMロック解除の一層の推進

● SIMロックを「原則禁止」とするルールへの見直し

➡ 速やかに対応

- ・ 購入者の権利や競争を制限する効果を有するSIMロックの設定は、極力限定的であることが必要。
- ・ 利用者による端末詐取等の不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できた場合は、SIMロックを一律禁止。不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できない場合も、原則禁止。

③キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

● キャリアメールの「持ち運び」を実現

➡ 2021年中を目処に、できる限り早期の実現を目指す

- ・ 実現方法として、「変更元管理方式」とすることが望ましい。
- ・ 対象範囲や対象端末等について、できる限りMNO3社で共通の方式に統一すべき。
- ・ コスト回収の在り方は事業者が利用者負担を考慮しつつ自主的に判断し、「持ち運び」に関する利用者への十分な周知を行うべき。

④MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討

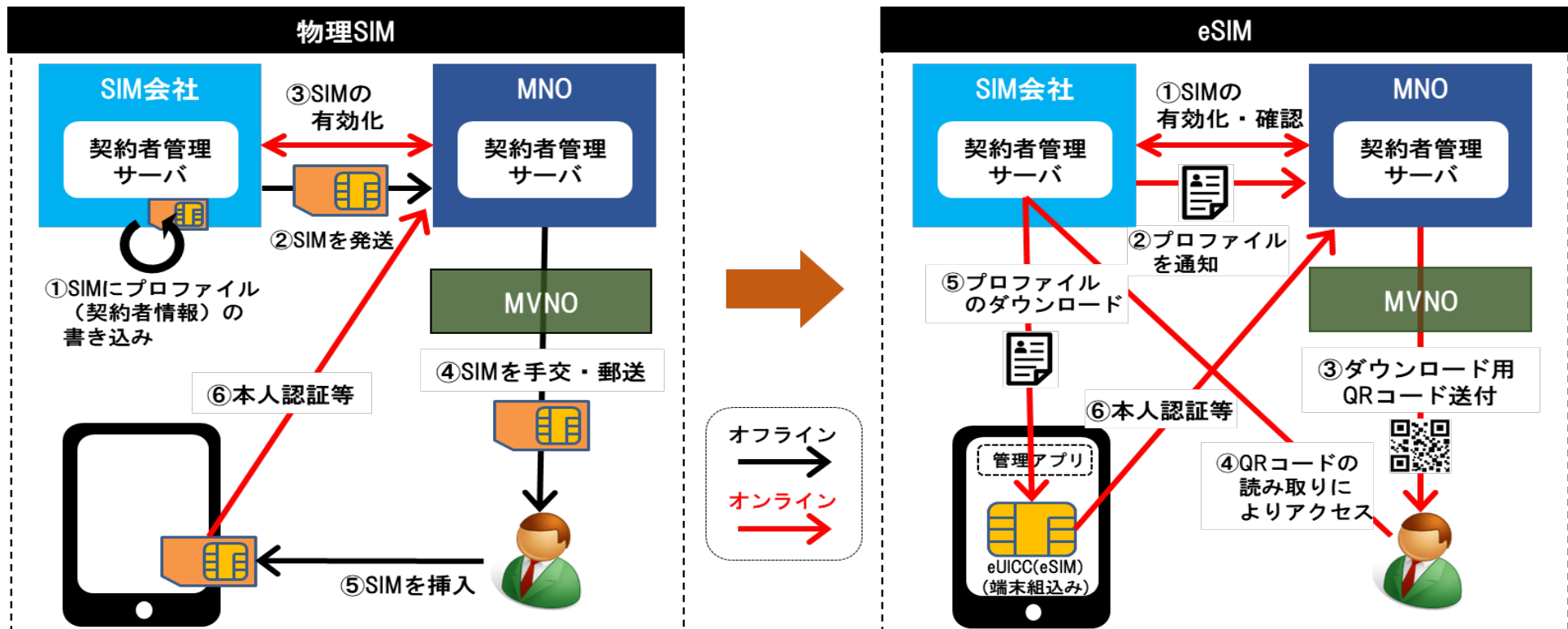
● ワンストップ化の実施に向け対応

➡ 2年以内を目処にワンストップ方式が実施できるよう取り組む

- ・ 具体的な実現方式については、利用者保護の観点も踏まえつつ、今後、関係事業者間において具体的な検討を行うことが適当。
- ・ 上記の検討に当たっては、MVNOが容易にワンストップ化を実現できるようにする点等についても留意すること。

※ 上記4つの検討項目のほか、検索時の解約手続ページの非表示(「no index」タグ)についても検討

- eSIMIについては、利用者による事業者の乗換えの円滑化や海外旅行者等の利便性の向上に資するものであるが、現時点では一部のMNOや多くのMVNOでは、スマートフォン向けにeSIMを提供していない。
- スマートフォン向けのeSIMの早期導入の際のポイント
 - MVNOがMNOとできる限り同じ時期に提供できるようにすること
 - オンラインでの本人確認を行うこと
 - 物理SIMと同等のセキュリティを確保する仕組みであること
- スマートフォン向けeSIMの提供を、MNO・MVNOができる限り同じ時期に、かつ、早期に導入を図る※。



※ 現在、関係ガイドラインの改正手続中（5月29日～6月28日の間で改正案の意見募集中。）。

SIMロックに関するルール見直し

- SIMロックは、①事業者の乗換えや他の事業者のサービスの併用の利用を妨げ、購入者の利便を損なう(購入者の権利を制限する)効果、②事業者間の乗換えのコストを押し上げることにより、料金・サービス内容の差別化による事業者間の競争を阻害する(携帯電話サービス市場における競争を制限する)効果を有する。
- このように購入者の権利や競争を制限する効果を有する行為については、行われるケースを極力限定することが必要であり、そのための検討のアプローチとしては、当該行為を原則として禁止した上で、真に必要性が認められるとともに、比例原則に従い、最小限の手段と認められる場合に限り認めることが適当。

新しいルールの考え方

- 不払いリスクがない場合 → SIMロックをかけることは一律禁止
- 不払いリスクがある場合 → SIMロックをかけることは原則禁止(他の代替的な手段で不正行使防止ができないことを事業者が証明した場合、SIMロックをかけることは否定されない。)

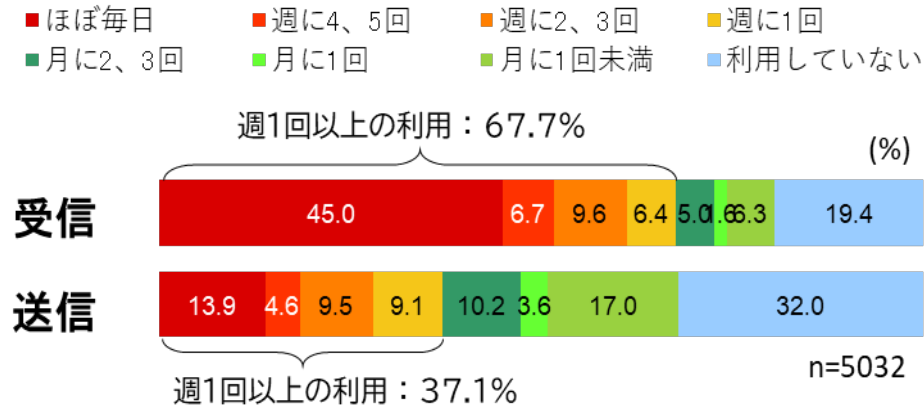
	現行のルール・各社対応状況 (「SIMロック」の一部解除義務)	新しいルール※ (「SIMロック」の 原則禁止)
考え方・原則	<p><原則> 「SIMロック」がかかっていることが前提。</p> <p><考え方> 「SIMロックを解除しなければいけない場合」を規定。 具体的には、不払いリスクのないことが確認できた場合 (例:一括払い、クレジットカード分割払いに応じた場合等)</p> <p>① 該当の場合に、購入者からの申出に応じて解除する義務。 (購入者の申出が必要)</p> <p>② それ以外の場合には解除不要。</p>	<p><原則> 「SIMロック」をかけることを原則禁止。</p> <p><考え方> 「SIMロックをかけることができる例外的な場合」を規定。 SIMロック以外の手段で、購入者による不払いリスクが解消できないことを事業者が証明した場合</p> <p>① SIMロックをかけることを一律禁止</p> <p>② 該当の場合のみ、かけることが例外的に可能。 (購入者の申出は不要)</p>

※ 現在、関係ガイドラインの改正手続中(5月29日～6月28日の間で改正案の意見募集中。)

キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討

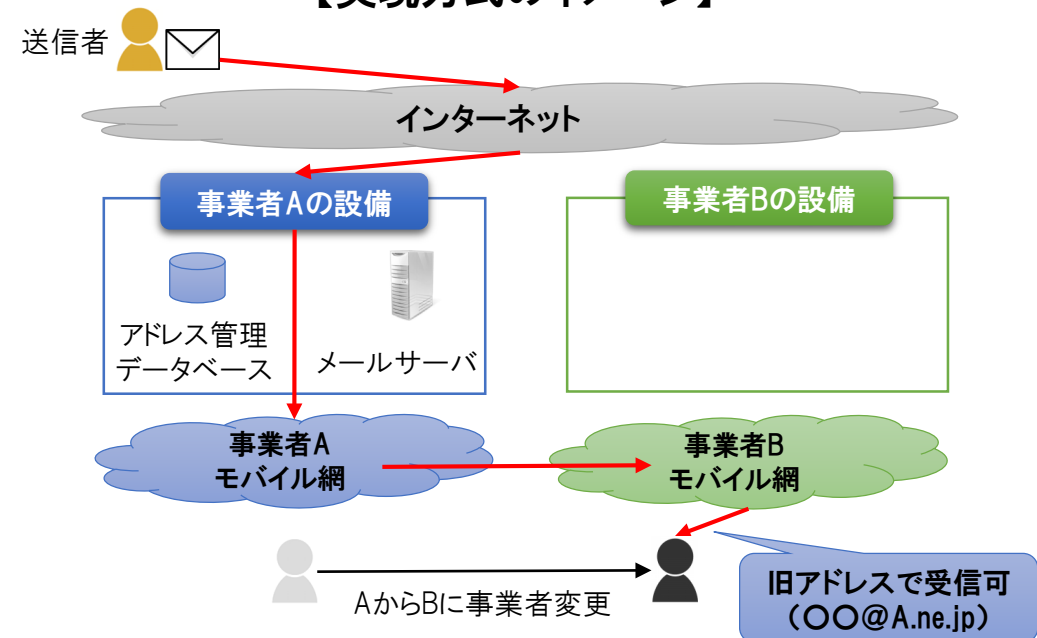
- キャリアメール(例: docomo.ne.jp)については、携帯事業者が提供する信頼性の高いサービスとして位置付けられており、現在でも送受信ともに、一定程度のニーズが認められる。
- キャリアメールの持ち運びを実現する際のポイントは、以下の通り。
 - 利用者に対して過度な負担や手続を課さないものとすること。
 - MNO3社において、できる限り共通の方式に統一すること。
 - MVNOを含めた他事業者にオープンかつ公平な仕組みであること。
 - サービスの拡張性・発展性のあるものとすること。
- 「持ち運び」前の事業者がメールボックス等を管理する方式(「変更元管理方式」)により早期実現を図る。

【キャリアメールのニーズ調査】



※キャリアメール利用に関するWebアンケート(総務省調査)

【実現方式のイメージ】



※送信の場合は、矢印の向きが逆転

- MNP手順の更なる円滑化を図るため、MNPを移転先事業者における1回の手続で完結できるワンストップ方式の実現に向けて検討中。
- ワンストップ方式の検討は、以下の点も踏まえて実施。
 - ・米・仏等の先進諸国においてもMNPのワンストップ化を実施
 - ・国内の電力の小売り等において、ワンストップでの事業者乗換えが実施
- 今後、2年以内を目処にワンストップ方式を実施できるよう、利用者保護の観点も踏まえつつ、具体的な実施方式や課題の解決に向けて取り組む。

